

検査を受ける前にお読みください

はかりはきれいに！

汚れたはかりは、あらかじめ掃除をして清潔にしておいてください。
またガラスの割れたはかりは、ガラスを交換しておいてください。



水平調整は大丈夫ですか？

はかりの水平棒がないもの、水平器の気泡が異常なものなど、水平調整ができないものは、はかりの精度に関係なく検査の際に不合格になります。

あらかじめ、水平器等の良否を確かめてください。また、計量に支障のある箇所については修理をした上で検査を受けてください。（修理については経済産業大臣又は高知県知事に届出をしている事業所で行ってください。）

検査で不合格になると…

検査で不合格になった計量器は、計量法の規定により、取引または証明の用途では使用することが禁止されています。検定証印付の計量器を新規購入するか修理をしてください。不合格になった場合は、後日、次の文書をお送りいたします。

- 1 不合格通知書（不合格となった理由等を記入したもの）
- 2 不合格計量器処理連絡票（不合格計量器をその後どのように処理したか連絡していただくもの）

※ 不合格となった場合も検査を実施したこととなり、手数料が必要です。

不合格計量器をもう一度使用したいときは

届出修理事業所ではかりを修理して、高知県などの行う検定に合格すれば再び使用できます。なお、簡易な修理の場合は検定が必要ない場合もあります。詳しくは、修理事業所にお尋ねください。（修理費、検定手数料等が必要です。検定を受けた場合、本年の定期検査を再度受ける必要はありません。）



＜お問い合わせ先＞
〒780-8571 高知市本町 5-1-45 高知市くらし・交通安全課
高知市計量検査所（本庁舎1階112番窓口）
電話（088）802-5753／fax（088）823-9356

★はかりの定期検査は2年に1回です。（次回は令和9年）